

ソフトボール部規約

(名称)

第1条 本団体はソフトボール部と称する。

(目的)

第2条 本団体はソフトボールを通じて地域住民の方々と交流することを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は一人当たり年額12,000円とし、新年度6月中に徴収することとする。
但し、年度途中に加入したものは入会后1か月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任は妨げない。

- 1) 部長1名・・・本団体を代表する
- 2) 副部長1名・・・部長を補佐し、部長に事故などある時若しくは不在の時は、その職務を代行する。
- 3) 会計1名・・・会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の承諾により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の承諾により改廃される。

附則

この規約は平成22年6月16日から施行する。